

公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構 コンプライアンス推進規程

平成 29 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構（以下「機構」という。）におけるコンプライアンスの推進を図るため、就業規則に定める服務に関する事項とともに、必要な事項を定めることにより、もって機構に対する信頼確保及び業務運営の公平かつ公正な遂行の確保に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コンプライアンス 機構又は役職員等が機構の業務遂行において法令（機構における規則、方針、規程、要綱等を含む。以下同じ。）を遵守するとともに、高い倫理観に基づき良識ある行動をとることをいう。
- (2) 役職員等
 - ① 機構の役員及び職員
 - ② 機構との請負契約その他の契約で継続的に労務を提供している取引業者の労働者
 - ③ その他理事長が特に認めた者
- (3) 違法行為等 次に掲げる行為をいう。
 - ① 法令に違反する行為又はそのおそれのある行為
 - ② 役職員等の生命、身体、財産その他の利益に重大な損害を与える行為又はそのおそれのある行為
 - ③ 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地、性別、思想及び信条等による差別行為
 - ④ セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティーハラスメント等のハラスメント行為
 - ⑤ 会食接待、贈答品など金品の受領、利益又は便宜を受けるような疑惑を招く行為
 - ⑥ その他機構の事務事業に係る不当な行為で、機構の利益を失わせ、若しくは機構に著しい損害を与えるもの又はそのおそれのある行為
- (4) 通報者 違法行為等を発見し、通報を行う者をいう。
- (5) 管理、監督又は指導する立場にある者 機構の理事及び管理職の立場にある者をいう。

(役職員等の責務)

第 3 条 役職員等は、機構におけるコンプライアンスの重要性を深く認識し、常に教育・研究の発

展に寄与するため公平かつ公正な業務の遂行に努めなければならない。

(管理監督者の責務)

第4条 機構の業務において管理、監督又は指導する立場にある者は、自己の管理、監督又は指導する部署において、コンプライアンスの推進が図られるよう努めなければならない。

(コンプライアンス総括責任者)

第5条 事務局長は、機構におけるコンプライアンスの推進を図り、公平かつ公正な業務の遂行を確保するため、コンプライアンス総括責任者（以下「責任者」という。）を設置する。

2 責任者は、事務局長とする。

(通報窓口)

第6条 機構に、コンプライアンスの推進のために、役職員等及び取引先からの通報を受け付ける窓口を設置する。

2 前項の通報窓口は、総務企画部長とし、通報に係る事前又は事後の相談に応じることができる。

(役職員等の通報)

第7条 役職員等は、自己又は他の役職員等が関与する違法行為等があると判断したときは、通報窓口に対し、その旨を通報することができる。

2 通報者は、客観的で合理的根拠に基づく通報を行うものとし、人事上の処遇への不満、誹謗中傷等その他の不正の目的で行ってはならない。

(通報の処理)

第8条 通報があった場合は速やかに調査を行い、是正及び再発防止のための措置の実施その他適切な処理を行う。

(不利益な取扱いの禁止等)

第9条 通報者は、通報を行ったことを理由として、人事、給与及びその他の身分並びに勤務条件等に関していかなる不利益な取扱い（事実行為を含む。）も受けない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。